

平成25年6月13日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
財務大臣
厚生労働大臣

下諏訪町議会議長 中村奎司

生活保護基準の引き下げはしないことを求める意見書

今年度政府予算には、8月から生活保護基準の引き下げが盛り込まれました。削減幅は平均6.5%で、この基準引き下げによって受給額が減る世帯は96%に上ります。とりわけ子育て世帯に対する削減が大きく、貧困の連鎖を強めることになりかねません。加えて、現在国会審議中の生活保護法の改定案の中身も、生活保護受給のハードルを上げ「必要な人に迅速に行き渡る」制度から遠ざかってしまうことに、多くの不安の声があがっています。

生活保護基準は、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の基準で、我が国における生存権保障の水準を決するナショナル・ミニマムです。生活保護基準が下がれば、それが適用基準に連動している、最低賃金、地方税の非課税基準、介護保険の保険料・利用料や障害者自立支援法による利用料の減額基準、就学援助など、多くの福祉・教育・税制などの施策に影響が及びます。

生活保護基準の引下げは、現に生活保護を利用している人の生活レベルを低下させるだけでなく、今や国民の多数を占めるに至っている低所得層の収入減や負担増を招き、住民生活全体に大きな影響を与えてしまいます。

以上の理由から、生活保護基準の引き下げはしないことを要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。